

聖憲撰『釈論百条第三重』翻刻・国訳

—《得不問答》—

鈴木晋雄（雄太）

一、はじめに

令和五年、宗祖弘法大師空海ご誕生一二五〇年の記念の年を迎えた。空海以降、真言の先徳たちは、宗祖の教学を学び、その教学について議論し、ときに新たな解釈を施してきた。とりわけ中世期には、論義によって真言の教学が様々に論じられ、教主義をはじめとする新たな真言教学が誕生した。以来、論義は新義学派の教学研鑽の中心を担い、その伝統は今もお続けている¹。

本宗（真言宗智山派）で行う論義に際し、底本となるのが聖憲（一三〇七～一三九二）撰『大疏百条第三重』と『釈論百条第三重』である。両者はそれぞれ頼瑜（一二二六～一三〇四）の『大疏愚草』『釈論愚草』に基づき、『大日経疏』『釈摩訶衍論』に関する議論を聖憲が百題にまとめた著作である。『大疏百条第

三重』は、『大正蔵』（第七九卷、一五三八番・二五三九番）に掲載があり、勝又俊教『真言の教学』²によつて算題すべての国訳がなされている。一方の『釈論百条第三重』は、未だ翻刻・国訳を含めた活字化がなされていない。³

筆者はこれまで、『釈論百条第三重』卷一より《大乘通局》《顕論密論》《不二顕密》《不二機根》《三分機根》《前門後法》の翻刻・国訳を行ってきた。⁴ 本稿はそれに続き、《得不問答》を取り上げ、翻刻・国訳を行い、併せて引用文の出典等を明記していく。

一、論題概要

《得不問答》

『釈摩訶衍論』卷一における三門得不の問答中の「是の摩訶衍の法は諸仏に得せらるや。能く諸仏を得ず。諸仏は得すや。不なるが故に」の文が、人と法を相望して得不を問答しているのか、人と人を相望して得不を問答しているのかを論ずるものである。

この文は、空海の『弁顕密二教論』や『十住心論』にも引用される。空海は、『十住心論』の中でこの文について、「初めに諸仏と言つば真如の諸仏を指す。次の諸仏は亦た真如門の諸仏なり。能く得すとは言わく不二の諸仏なり」と釈し、人人相望である旨を判じている。そこで、答者は宗家（空海）の

意に従い、人人相望して得不を論ずるものであるとの立場を取る。

これに関する直接的な論義は、頼瑜『釈論愚草』には見られない。『釈論愚草』においてこの文（三門得不の問答）に該当する論義は、『釈論第一愚草』下（二十六、因海果海撰不撰事）であるが、それは果海が因海を撰得するか否かを論ずるもので、人法相望か人人相望かを論ずる『釈論第三重』《得不問答》とは論点がやや異なる。

【付記】本稿における翻刻・国訳に際し、便宜をいただいた各位、殊に川崎大師教学研究所には心より感謝申し上げます。

三、【翻刻・国訳】川崎大師教学研究所蔵『釈論百条第三重』巻一

【凡例】

- 一、本翻刻・国訳は川崎大師教学研究所に所蔵されている版本『釈論百条第三重』（書架番号…10025）巻一における《得不問答》の翻刻・国訳である。なお、必要に応じて、天和二年版『釈論百条第三重』（川崎大師教学研究所蔵本・書架番号…23561）、運敬撰『大疏啓蒙第一』（川崎大師教学研究所蔵本・書架番号…10024）も参照した。

二、本資料（『釈論百条第三重』巻二）の書誌情報は、鈴木二〇二〇参照。

三、翻刻に当たっては以下の形式に基づいた。

①漢字の表記は原則として底本に従ったが、一般的でない異体字・略字等は通用の字体に改めた。

②振り仮名、送り仮名、返り点の表記も底本に従った。但し、「シテ」「ナリ」「コト」等の片仮名の略字は開いて表記した。

③割注は該当箇所をへゝにて括った。

④底本の明らかな誤植等は適宜改めた。

四、国訳に当たっては以下の形式に基づいた。

①本文中に使用されている旧字等は通用の字体に改めた。

②書名には『』、引用文には「」を付し、可能な限り出典を示した。書名・出典の略号は以下の通り。

『釈論』 龍樹『釈摩訶衍論』

『疏』 法敏『釈摩訶衍論疏』

『通玄鈔』 志福『釈摩訶衍論通玄鈔』

『贊玄疏』 法悟『釈摩訶衍論贊玄疏』

『記』 普観『釈摩訶衍論記』

『起信論』 馬鳴『大乘起信論』

『二教論』 空海『弁顕密二教論』

『大疏』 善無畏・一行『大日経疏』

『大正蔵』 『大正新脩大蔵経』

『卍統』 『卍統蔵経』（z本）

『弘大全』 『弘法大師全集』

『興大全』 『興教大師全集』

③ 割注は該当箇所をへゝにて括った。

④ 底本には段落・改行が殆どないため、内容を考慮し、適宜段落を分けて改行を試みた。

⑤ 底本において、引用文には返り点が付されていないが適宜書き下した。

⑥ 翻刻に際し、送り仮名は版本の通りに付すことを心掛けたが、国訳するに当たって不足の送り仮名を補った。

⑦ 引用文に省略がある場合は、必要に応じて（ ）にて補った。

⑧ 底本の明らかな誤植、また運敵により誤りと指摘される箇所は、修正したうえで国訳した。

註

1 現在の本宗では、論義法要として冬報恩講と豎義が行われている。報恩講は元来、夏は『釈摩訶衍論』、冬は『大日経疏』

に關する論義が行われていたが、いつの時代からか夏報恩講は廢絶し、現在は冬報恩講のみ行われ、毎年『大疏第三重』の中から七条十四題の論義が出題されている。豎義は、「疏十釈二」といわれるように、『大疏第三重』第十卷と『釈論第三重』第二卷から論題が選ばれる。

2 勝又俊教『真言の教学』（一九八一、国書刊行会）

3 但し、『法義勝劣』『二門峙立』『立義法教』『自門心念』『無為第八』は、新義真言研究会『大疏第三重・釈論第三重の研究』（二〇〇一、大正大学総合仏教研究所）の中で翻刻・国訳がなされている。

4 鈴木晋雄「聖憲撰『釈論百条第三重』翻刻・国訳——『大乘通局』『顯論密論』『不二顯密』——」（『川崎大師教学研究紀要』五、二〇二〇）、「聖憲撰『釈論百条第三重』翻刻・国訳——『不二機根』『三分機根』——」（『川崎大師教学研究紀要』六、二〇二二）、「聖憲撰『釈論百条第三重』翻刻・国訳——『前門後法』——」（『川崎大師教学研究紀要』七、二〇二二）

【翻刻】《得不問答》

問論文ニ是摩訶衍法諸佛所得耶等^文今此ノ文ハ人法

相望^{シテ}可^レ云^レ論ト得不^一乎 答依^ニ宗家ノ意^ニ者不^レ尔也 今

付^レ之不^レ明夫^レ設^ニ前後兩番ノ問答^ヲ事ハ專^レ為^レ顯^ニ因果二分ノ

不同^一也若今文盡^ニ因果^ヲ後番ノ問答何ノ用^ソ乎故知於^ニ果

海^ニ云^レ示^ス法勝人劣之義^ヲ事是以慈行大師釈^ル但可假

人没同果海實法不可果海没同假人^ト契^ニ論釈起盡^ニ

如何答自^レ元所^ニ成申^一任^ニ宗家ノ所判^ニ凡今ノ論ハ居^ニ權實ノ中

間^ニ兼^ニ顯密ノ兩際^ヲ故於^ニ三十三法^ニ示^ニ顯淺密深之旨^ヲ也

彼ノ第十卷ノ撰不撰ノ文既^ニ因果^ニ佛相望^{シテ}述^下因佛不^レ撰^ニ

果佛^一之旨^上今得不^一問答何^ソ忽^ニ相違乎故^ニ大師判^玉初言^ニ

諸佛真如諸佛能得者不^ニ諸佛^ト實^ニ果海ハ人法^一一躰^{ルカ}

故標^{シテ}人^ヲ云^ニ是摩訶衍法^ト因分^ハ人法各別^{ルカ}故云^ニ八種法

諸佛^ト也然^ニ人師於^ニ人法^ト不^ニ果分^ニ判^ニ人法相望^ノ得不^一

之意^{（甚）}背^ニ論ノ本意^ニ但^至兩番無用ノ難^ニ者前番ハ約^ニ真生

二門^ニ後番^ハ約^ニ本末^ニ佛^ニ或前^ハ果海^ヲ為^レ面^ト後^ハ因海^ヲ為^レ本^ト

四十二丁左

四十三丁右

故ニ兩番ノ問答何成ニ無用ニ乎次ニ人師積不レ叶ニ論ノ意ニ其故ハ
 兩番問答ヲハ乍レ定ニメ因果二分ト前番ノ人ヲ積ニ仍屬因分ト成ニ一
 人ニ法ノ義ヲ人既ニ因人ナラハ何前番ヲ定ニ果分ト乎加之後番ノ菩
 薩ニ乘一切異生亦復如是者異生等可レ云レ得ニ兩重
 所入ニ乎豈夫可レ尔乎如レ是成申者不レ可レ有二相違一矣
 重難云自レ元所ニ難申一為レ成ニ宗家ノ所立ヲ所レ致ニ愚推ノ假難一ヲ
 也凡不ニハ所依ノ惣躰三十二ハ能依ノ別相カカ故勝劣淺深
 不レ待レ言ヲ何ソ煩ク及ニ往復問答ニ乎故知人法勝劣論未レ見ハ
 之故積レ之ヲ云事況又見ニ兩番ノ問答ヲ文勢既全同也然トモ
 前番ヲハ摩訶衍法ト諸佛所得ト二句ニ分テ為ニ因果ノ文ト後番ヲハ該テ
 八種法諸佛一為ニ一句ト唯屬ニ因分ニ事甚以難レ思加之後
 番ニハ八種ノ法ノ諸佛何物ニ被レ得セ云事不レ見又忽ニ違ニ前番ニ故
 知兩番俱ニ諸佛ト法ト相望スト意得ハハ文勢相順シ義理周備セリト云
 事若前後俱ニ成下ハ因海不レ得ニ果海一之義上何ヲ以前番ヲハ結ニシ性
 德圓滿海ト後番ヲハ結ニシ修種因海ト乎但第十ノ撰不損顯
 密相望ト云事所レ不ニ共許一也大本經ノ文ハ圓々海ノ果分ハ得ト

遮那諸佛一_レ意得_ハ彼又人法相望_ノ撰不撰也故_ニ人師疏

然彼諸佛不能成就圓々果德諸佛劣故_{判リ}次_ニ兩番

問答約_ニト_ニ真生本末_ニ云事不_レ可_レ尔真生本末_ハ廢立_ノ不同_ニシテ

非_ニ別躰_ノ法_ニ前番_ノ因佛不_レ撰_ニ果佛_ヲ之義顯_レハ再_レ舉_レ之何_ノ用_ノ

乎撰義多含_ノ論藏何成_ニ重言無用_ヲ乎又因果_ヲ為_レ面_ト事

不_レ可_レ尔俱成_下不_レ得_ニ不_ニ之義_上者果分_ヲ非_レ為_レ面_ト乎次_ニ一

人_ニ法事設雖_ニ一人也_ト見_ニ没同果海_ト邊_ヲ撰_ニ果分_ニ因法_ヲ

見_ニ撰得_一邊_ヲ屬_{スル}因分_ニ也_ト因海果海_ト者約_ニ所得_ノ法門_ニ非_ニ必_シモ

能證_ノ人_ニ也_ト次_ニ二乘異生等_ノ事_ニ乘異生_モ修_ニ因行_ヲ之時_ハ

可_レ得_レ法_ヲ為_言慈行積_ニ菩薩等_三若修因行亦能成就_ト顯_ニ

此意_ヲ也若如_ニ所立_ノ前後菩薩等_ノ三人顯_ニ何_ノ義_ヲ乎

答論藏甚深_{シテ}含_ニ二教_ノ十_ノ心_ノ義_ヲ何_ソ下_レ不_レ知_ニ密義_ヲ人師所

釈_ヲ難_下得_ニ深意_ヲ之祖師_ノ高断_上乎是以_ニ教論_ニ引_ニ當卷_ヲ得

不_ノ問答第五卷五重_ノ問答第十_ノ撰不撰_三處_ノ論釈_一為_ニ

顯密優劣_之的據_ト備_玉二教_ノ淺深_之規摸_ニ檢_ニ起盡_ヲ於論

藏_ニ第十卷言諸佛者_即是不_ニ摩訶衍法_文則顯_ニ果

四十四丁右

四十四丁左

海人法一躰ノ義ヲ也准シテ彼ニ今云ニ是摩訶衍法ト可ニ果佛ナル之
 義決定セリ稱スル不二摩訶衍ト非ニ人法不二ノ義ニ乎然ニ人師於ニ
 人法一躰ノ果海ニ論ルニ人法相望ノ得不ニ事尤背リ論ノ本意ニ矣
 因分ハ人法各別也故云ニ八種法諸佛ト也此義既ニ分明ナラハ
 何被レテ拘ヘ頭相ニ難ニ讀文ノ相違ヲ乎次ニ第十卷ノ撰不撰人師ノ
 了簡不レ可レル經文其圓々海德諸佛勝而ニ疏ニ德ノ字ヲ
 改ニテ得ノ字ニ取レ義ヲ事不レ可レル也因果ニ一人相望ノ證據在ニ彼ノ
 文ニ也次云レ約ニスト真生本末ニ事前番ノ真生ハ十六能入門後
 番ノ本末ハ十六所入ノ法也法躰既ニ各別也何不ニ再挙一乎
 次為レ面ト云事後番ハ積ニ因海一之因ニ此因海モ云レ不レ得ニ不二ヲハ
 也因海果海結文依ニ此意ニ也次ニ一人ニ法ノ事以ニ因果
 二分ヲ撰ルニ法ヲ無レ餘若如ニ所立ノ者可レ有ニ二分不撰之法ニ乎
 次ニ乘異生ノ會釈難レ思所得既ニ所入ノ法也因分修行ノ
 時豈ニ可レ得レ之ヲ乎若至レ果ニ云レ得レ之者諸佛ノ得ルト何ソ異乎故ニ
 知メ前番三人ハ不二ノ菩薩等ナル故不レ被レ得ニ因佛ニ後番ハ頭ノ菩
 薩等ナレハ頭下不レ得ニ不二ノ義上レ也先德指事ニ積シ玉ヘル菩薩ニ乗者

秘密曼荼羅十界ト此意也如レ此成申者御難更無ニ相

違一矣

四十五丁左

一前番ニハ云ニ離機離教ト後番ニハ云ニ有機有教ト之意ハ顯ニト因果

勝劣見リ而ニ人師見下果分ノ人法相望因分ノ人法相望上亡ニスルヲ

勝劣ノ義一乎 答是勝劣ノ義也一人ヲ置テ互ニ示ハ果海ハ法勝

人劣因分ハ人勝法劣義一因果ノ法ノ勝劣ハ自ラ顯ル也或又人

師ノ意ニテハ今ノ文必シ非レ顯ニ因果ノ勝劣一欤釈シ果海ノ様ヲ釈ニスル一因海ノ様一

也

一付テ大師ノ御釈ニ有ニ八難一ニハ兩番諸佛言同ナルニ有ニ何簡別一

釈ニ玉ヘル真如生滅一前番一本末不一後番一等ト乎ニハ兩番ノ文點

相違一前一論文ハ唯一重ノ問答ト見リ耶ノ字ノ起盡可レ思レ之

而ニ兩番俱ニ釈玉二重ノ問答ト如何四ハ諸佛得不故ノ問ハ問シ生

滅ノ佛得ニ真如ノ佛ト答ハ不レ得ニ真如不ニ云ニ非ニ鐘谷ノ應ニ也

五ハ兩番無用一如先一六結文事一如先一七ハ後番ノ問ノ起リハ約ニ八種本

法ニ本佛也一而ニ種因海ノ結文ハ通セ本末二佛ニ標結相違ス乎

八ハ前番ノ是摩訶衍法諸佛所得耶ノ問ハ摩訶衍法ヲ望ニメテ諸

四十六丁右

佛ニ問スルカ 故ニ無ニ相違ニ後番ハ問スルカ 八種法ノ諸佛ハ所得セ耶ト故ニ望メテ何物ニ作レト問ヲ云事不レ見ハ違ニ順ニ前ニ順ニ後ノ問難ノ例ニ矣6

答會ハ八難一者第一ノ難ハ聖智ノ特高也非ニ常情之所レ及ニ但

後番ハ本法ノ八佛ハ顯レタリ論文ニ以テ能所得之義ヲ末法八佛并ニ

不ニ諸佛ヲハ可レ知ル也是ヲ以テ見上ルニ前番ノ問答ハ非ニ真生不ニ

相對ニ者為ニ何物トカ乎同辭ノ前後別ナル事ハ如ニ念無異相ノ次ニ第

二ノ文點相違ノ難ハ果海ハ為レ顯ニ人法不ニ義ヲ果佛ヲ云ニ是摩

訶衍法ト也第十ノ言諸佛者即是不ニ摩訶衍法ノ積其

證也人法必可レ別ハ者何ニ積ニ言諸佛者即是不ニ摩訶

衍法ト乎後番ハ因海ナル故人法各別ナレハ云ニ八種法諸佛ト也

問尔者直可レ舉レ佛ヲ拳ニ八種ノ法ヲ何ノ用ソ乎 答本法ノ八佛ト

者源證ニ本スル法ヲ之佛也若不レ拳ケ八種ノ法ヲ只云ハハ諸佛ト何ノ佛トカ

可レ知ル乎故可レ云ニ八種ノ法ノ諸佛ト也次第三難ハ先ニ積タル二重ノ

問答ト之起盡ハ得不故ノ文也得不故若非ニ問答ニ者不ノ字

下レ可レ云ニ不得ト故記ニ會セリ廻文未盡ト是枉タル會ニ積也若諸佛

得ヲハノ為ニ問ト詞ト不故ヲハ為ニ答ノ詞ト任ニ文ノ積ル無ニ相違ト也但至ニ耶字ノ

起盡^ニ者於^テ二重ノ問答^ニ一處^ニ置^テ耶ノ字^ヲ一處^ニハ不^レ置^テ耶字^ヲ證
據^ハ論ノ第一ノ歸敬序ノ積^ニ問^レシテ不^レレ^ルコトヲ^ヲ拳^ニ地前ノ僧^ヲ若^ク爾何故不^レ取
地前^ノ問ノ辞^ニ不^レ置^テ耶ノ字^ヲ次下^ニ問^レシテ不^レト^クヲ^ヲ拳^ニ佛果僧^ヲ若^ク爾何
故不^レ別拳耶^ノ問ノ辞^ニ置^テ耶ノ字^ヲ也次^ニ第四ノ難^ハ問畧答廣^ハ
聖教ノ常ノ習也次^ニ第五^ノ兩^ハ番無用ノ難^ハ前番ノ真如生滅^ハ約^ス能
入門^ニ真生ノ言^ハ專^ラ能入門之名^{ナル}故後番ノ本末^ハ約^ス兩重ノ所
入^ニ法^ノ言^ハ指^テ所入^ノ名^{ナル}故若^ク爾^ハ兩番何重言^{ナラン}乎凡設^ル兩番
問答^ノ事^ハ前番^ハ果海^ヲ為^レ本^ト故^ニ問^シテ何故不^レ二摩訶衍法無
因緣耶^ト乃^ニ結^リ性德圓滿海是焉^ト約^ス果分^ニ之^ニ旨分明也
後番^ハ標^シテ八種本法從因緣起^ト乃至結^ニ修行種因海是
焉^ト若^ク爾者設雖^ニ法門ノ分齊同也^ト能所表裏等ノ義別^{ナル}故
可^レ非^ニ重言^ニ況又前番^ハ不^レ望^ミ能入^ニ後番^ハ所入^ヲ望^カ不^レ二
故更^ニ無^ニ重言^ノ難^一也次^ニ第六ノ結文ノ難^ノ事前番^ハ雖^レ拳^ト二門
佛^ヲ為^レ積^カ不^レ二^ヲ也後番^ハ雖^レ拳^ト不^レ二^ヲ為^レ積^カ本末^ニ佛^ヲ也故^ニ
結文^ハ專^ラ任^テ積段^ノ所存^ニ結^スル也次^ニ第七ノ標結寬狹ノ難標結ノ
寬狹非^ニ指^{セル}難^ニ設有^レトモ寬狹^一何有^レ相違^一乎其上拳^ニ本法^ノ八

佛一ヲ事為レ對二カ未法ノ八佛二也既二不レ局二本法二何成二相違一ト又後

番ハ約ト所入ニ云義ナラハ能人ハ是所入ノ上ノ義門ナルカ故ニ所入ハ法躰ナレハ約シテ

法躰ニ云フ種因海ト有シ何ノ相違一乎次會ニ第八ノ難一者八種法

諸佛ト者本法ハ也鈞ニ鑠スルカ八種本法ニ從因緣起ノ文ニ故本

法ノ所レ對スル可ニ未佛ナル之一條理在絶言ナル故且ク畧レ之也撰義ノ論

藏ニ不レ可レ責ニム文句之省セテ

一付ニ人師ノ釈ニ有ニ七難一於ニ人法不ニノ果分ニ論一人法相

望得不一事二ハ前番ニ乘異生不レト得二不一ヲ（云）事（諸佛既ニ不得者ニ乘

異生等ハ勿論故又論スル得不一事可レ約下以テ不ニ為中所知ト故（三）後番菩薩ニ乘等可レ得二

所入一乎（如先）四ハ菩薩ニ乘等既ニ人々相望一也不ニ諸佛

等又可レ尔故（五）得不故ノ文不レ便ナラ故無際廻文未盡云

六ハ第十既ニ言諸佛者即是不ニ等云人法不ニト見リ（七）

得不ノ文勢ハ第十撰不撰ト全同也而ニ彼ノ撰不撰之文ハ因

海果海ノ諸佛相望シテ果海ノ諸佛ハ得ニ因海ノ諸佛一其圓々

海德ノ諸佛ハ果海ノ佛也其一切佛ハ因海ノ佛カ故ニ若尔者彼

既ニ因果ニ二人相望一也是豈不レ尔乎

四十八丁右

四十八丁左

答先第一ノ難ハ、果分ハ、雖トモ人法不二也ト非レ無レ能證所證ノ義一
能證ノ邊ヲ為レ人ト所證ノ邊ヲ為ル果分ト也故ニ香象ノ釈云普賢因
人ノ所了ヲ為ニ因分ト遮那果人所了ヲ為ニ果分ト云凡不二而
二ハ、雙ノ法門也局ニ不二不可レ忘ニ而ニヲ故ニ果海ノ佛ヲ望ニ果
分ノ法ニ有ニ二ノ義邊一ハ、没同果海ノ義ニハ、能證所證ノ義也沒
同果海ノ義邊ハ、人法不二ノ義也人ヲハ、譬フ百川ニ果海ヲハ、譬フ大海ニ
百川没ニ同シヌレハ、大海ニ百川ノ形盡テ只成ニ一味ノ鹹水ノ大海ト能證ノ
智没ニ同シヌレハ、果海ニ所證ノ法躰ノ外ニ能證ノ相盡カ故只有ニ無相一
一味ノ果分ニ也次ニ會ニ第二ノ難ヲ者對シテ不二ニ論スル人法得不ニ事
全非下佛ノ以不二ヲ為ニ所證ト之義邊上ニ也凡ソ於ニ三種世間ニ有ニ
人法ノ義一人ノ邊ハ、三種世間為ニ其身心一盧遮那佛也法ノ邊ニ
有レニ一ハ、果海三種世間ノ諸法ノ各々ニ居シテ自位ニ不シテ待ニ他ノ縁ヲ
本自成就セル處亡修離言ノ果分ナル故ニ一ニハ、此ノ三種世間ノ上ニ佛
所説トシテ開ニ重々ノ義門トヲ教ニ授ニスル他トヲ之邊ハ、因分也故ニ今菩薩二
乘等者拳ルニ三種世間ノ中ノ衆生世間ト也假人實法ノ義與
佛更ニ無レ異故ニ云ニ菩薩等ト也例ノ外書ノ中ニ云フ百姓ハヒビ用レトモ不ト

知^ラ其意全同也次^ニ會^ハ第三ノ難^ヲ者先佛ノ得^ニト因法^一者法躰^ハ
不^ニ果分也此處^ハ非^ニ機根ノ所知ノ境界^ニ故^ニ諸佛為^レ度^レ人^ヲ

四十九丁左

於^ニ無名相ノ法^ニ強^テ立^テ名相^ヲ為^ニ八種本法等^一也故^ニ佛ノ所^{ナレ}ハ施
設假立^{スル}云^ニ諸佛得^ニト因法^一也菩薩^ニ乘等者^ニ所化ノ機^一

也為^ニ菩薩^ニ乘等^ノ所^ニ施設假立^{スル}之法^一故^ニ云^ニ菩薩等^ノ所

得^ト也凡^ソ能得所得之義^ハ主伴ノ有力無力ノ義也法若^シ依^ニ

菩薩等^ニ起^ルトナラハ菩薩等^ハ主^ハ有力^カ法門^ハ伴^ハ無力^ク也所依^ハ有力

能依無力^{ナル}故^ニ但鈔^ニ菩薩等^ニ若修因行亦能成就^文

此積^ハ修^ト因行^ヲ云事難^レ得^ニ其意^ヲ但以^ニ成^レ機^ト之邊^ヲ云^ニ修因^ト

也若^以所修^ヲ為^ニ所得^ト者八種ノ本法豈^ニ乘異生等^ノ所

修^{ナラ}乎次^ニ會^ハ第四ノ難^ヲ者菩薩^ニ乘等誰^云人々相望^{スト}乎

此一段^ハ設佛^ニ設菩薩^ニ對^シテ八種本法^ニ問答^{スト}可^ニ意得^一也如^三

五十丁右

前番ノ菩薩^ニ乘等^ヲ對^{セン}カ不^ニ也次會^ニ第五ノ難^ヲ者以^テ耶^ノ字

起盡^ヲ見^ル一重ノ問答^ト事如^ニ先^ニ成^レカ之^ヲ若^ル者得^不故既^ニ答^ノ

詞也非^ニ廻文未盡^ニ如何又讀^メ得^スルコト不^{ナル}カ故^ト設^ヒ不^レ廻^レ文^ヲ無^ニ相

違^ニ次^ニ會^ニ第六難^ヲ者即是不^ニ摩訶衍法^ヲ積^ハ雖^レ似^ト本論^ノ

諸佛ヲ直ニ積ニスルニ不二法一次以テ徴シテ所以者何ト積中スルヲ此不二法形

於彼佛其德勝故ト見レハ之指シテ本論之諸佛一為ニ彼佛ト見リ若

尔者本論ノ諸佛ハ劣ニ不二法一勝タリト云事論文分明也故ニ知ヲ

不二法ハ直ニ不可呼ニ其名一故ニ拳テ劣ナル人一欲レシテト勝タル不二ニ云ニカ諸

佛ト故ニ積玉言諸佛者即是ニ摩訶衍法ト也人師積ニ以

人顯法拳劣顯勝ト叶ニ論意一者乎為レ證ニ此ノ人法勝劣之

義一所レ引大品花嚴也豈ニ非ニ人法相望ニ乎次會ニ第七ノ難一

者第十ノ人々相望ノ撰不撰ノ事圓々海德ノ々ノ字得ノ字ト意

得ハ讀テ圓々海ハ得ニ諸佛一人法相望ノ得不得ト意得ニ無ニ相違一

也但徳ノ字ハ外書云ハ孝經開宗明義章ハ徳ト者得也云或ハ又文點

云圓々海德ハ諸佛ニ勝タリ云但此義ハ勝ノ字下レリ可レ云ニ廻文未

盡ト也所詮人師ノ意ハ圓々海ハ法也諸佛ハ人也故ニ見ニ上下ノ

人法相望シテ變覆積レ不レ之也謂其圓々海德ハ諸佛ニ勝タリ其ノ一

切佛ハ不レ能ニ成スル就ニ圓々海一劣ナル故ニ可レ讀ム也上ノ諸佛與ト下ノ一

切佛一同シ佛也宗家ノ御意ハ積玉上ノ諸佛ハ果海ノ佛下ノ一切佛ハ

因海ノ佛ト諸ト一切トハ眼目ノ異名也何諸佛ヲ為シ果佛ト一切佛ヲハ

五十一丁左

五十一丁右

為_二因佛_一乎

一人師ノ意_三テ兩番ノ菩薩等如何可_レ得_レ意乎 答於_二兩番_一

無際_ト餘師_ト意異也先疏鈔ノ意_ハ有_二義_一一不_レ得_二不二_一者_ヲ

拳集_{スル}也必_シモ非_レ約_二二_一契證ノ人_ニ如_二法花經ノ筭師若筭師弟子_一

也_二不二_一ハ自_レ元本自成就ノ法_{ナレハ}因果_二二位_三全遍_{スレハ}菩薩_二

乘等_モ不_レ契證_セ没_二同彼_ノ中_ニ也既_ニ没同果分_{ナレハ}者_{不_レ得_二不二_一}

也故_ニ鈔_ニ云_レ則是没同果分非没同果分相待而說其

次三人准此積之_文又云次菩薩等_三亦同於佛没

同果海不可果海没同彼_三文記云又由_下諸佛融_{シテ}三

世間_ヲ為_中其身心_ト其_ノ三世間惣聚無_二差別_一即不二法則

佛與_レ法_一躰_{シテ}無_レ異云何更說_ニ能得所得_一故諸佛不_レ得_二

彼法_一若尔亦應_ニ法不_レ得_レ佛云何不二能得_レ佛耶由_二法

軌持_一名_レ得_二於諸佛_一非_ニ能所異而為_レ得_文故_三此積_三三世

間一味無差_{ナルヲ}云_二不二_一此不二_一ノ面_{ニテハ}不_レ見_二人法_ノ異_ヲ故_ニ無_ニ能

得所得_ノ二法_ニ云_レ非得_ト去_{レトモ}法具_ニ足_{スレハ}軌持_ノ義_ヲ云_レ法能得_レスト人_ヲ

也意_ニ云_レ法_ハ軌持也軌持者持_ニスル自性_ヲ義_{ナレハ}可_レ云_レ法躰立_{シテ}得_ト

レ人ヲ人ノ邊ハ非ニ軌持ノ義ニ全躰一味ニシテ其躰不ハ立セ不レ云レ得レスト法ヲ也

法云ハハトテ得レスト人ヲ人法各別ニシテ非レ讀ニハ能レ得レ所得一也為言是ハ只假令ノ

得也疏鈔ノ意ハ實得也 私云記意ハ今所ノ挙ケル諸佛菩薩

二乘異生ハ花嚴ノ果人盧遮那所具ノ三種世間欵此果

人ヲ望テ不ニ論シテ得不得ハ如疏鈔欵其身心ニ有ニルヲ三世間一ツツ取出テ

望レテ法ニ問答スル也若尔者前番ノ菩薩ニ乘皆非ニ因人一也

一人師意ニテ後番ノ菩薩等如何可レ得ニ所入八法ヲ乎 答

有二義一ニ終ニ至レ果ニ可レ得救ノ意云菩薩等ノ三モ至レ果ニ如ニ諸

佛ノ可レ得ニ八法為言鈔云菩薩等三若能修因亦能成就

此文意欵ニハ八本法ト者挙ニ所入一顯ニ能入一也修行種因

海ノ結文可レ盡ス三十二ヲ故若尔者菩薩等何不レ得ニ能入ノ

佛一乎 問尔者異生ノ未レ入ニ門行一如何 答成ニ所化ノ機ニ

領ニ解ニ法門ヲ何不レ云レ得ニ乎八法通ルル事ハ可レ見ニ衆衆積一也

一問前番諸佛ハ遮那果人也是ヲ属ニ因分ニ何レノ師ノ積乎答

疏鈔ノ釈也鈔云大鈔判云則四法界十種玄門皆約

因分例此諸佛即属因分文疏第十二云雖是果佛仍

五十二丁右

五十二丁左

属因分若對果海還成劣故^文

一或難云大師ノ御意¹⁹云問答兩番義勢人法相望^{スト見リ}

若尔者設雖^ニ顯密相望^{スト}以^テ顯人^ヲ望^ニ密法^ニ論^ニ得不^ヲ有^レ何

相違^ニ乎何曲^テ論^文判^玉人々相望^ニ乎^矣

又様

論文^ニ是摩訶衍法諸佛所得耶^文今此文可^レ云^ニ人法

相望^{シテ}論^ニ得不^ヲ乎 答依^ハ宗家ノ意^ニ不^レ可^レ尔也 今付^レ之

開^テ論^ノ施設^ヲ案^ル積文起盡^ヲ以^テ摩訶衍ノ法^ヲ對^{シテ}諸佛^ニ起^レ問^ヲ

人法相望之義誠以分明也是以慈行大師ノ積中^ニ但

可假人設²⁰同果海不可果海没同假人^文解釈叶^ニ道

理^ニ如何

答自^レ元所^ニ存申^ニ任^リ宗家定判^ニ凡^ク今論^ハ居^{シテ}權實ノ中間^ニ判^{スル}カ

顯密ノ優劣^ヲ故因果ノ諸佛相望^{シテ}可^レ判^ニ得不^ヲ也且^ハ第十卷ノ

圓々海諸佛勝ノ文專^ラ顯^ニ此意^ニ乎但至^ニ難勢^ニ者果海^ハ人

法一^ニ躰^{ナル}カ故^ニ摩訶衍法^ト即可^レ人^{ナル}也如^レ此成申者不^レ可

レ有^ニ相違^ニ矣

註

- 5 運敵は「甚だ論の本意に背けり」とし、「甚の字古本には有り。印本に無きは脱ならん」と指摘する。
- 6 「違_レ順前_レ順後_レ問難_レ例_二」について、運敵は「古本を検ぶるに、一に前後の問難の例に順ぜずと作る」と指摘する。天和版は「不_レ順_二前後_レ問難_レ例_二」。
- 7 「釈」について、運敵は「本に「見」の字を「釈」と作るは書誤なり」と指摘する。
- 8 「両」について、運敵は「印本には「両」の字を脱す。今、古本を以て之を加う」と指摘する。
- 9 「末」について、「末」の誤りか。
- 10 「云」について、運敵は「印本に「云」の字脱せり」と指摘する。
- 11 「無相一_レ味」について、「無相一_レ味」のため、「一」が一つ不要。
- 12 「品」について、運敵は「本」の誤りと指摘する。
- 13 「變」について、運敵は「印本に「反」を「変」に作るは誤りなり」と指摘する。
- 14 「讀」について、運敵は「談を讀とするは写手の誤りなり」と指摘する。
- 15 「救」について、運敵は「故」の誤りと指摘する。
- 16 「異生ノ末_レ入_二門_一行_二如何_一」について、運敵はこの一文の訓点について、「異生ノ末_二入_レテ門_二行_セ如何_一」と指摘する。
- 17 「衆」について、運敵は「疏」の誤りと指摘する。
- 18 「十」について、『疏』巻五のため、「五」の誤り。
- 19 「或難云大師ノ御意_二云_一」について、運敵は「印本に一の云の字衍」とし、「或_レカ_レ難_二テ_一大師ノ御意_二云_一」と書き下す。
- 20 「設」について、「没」の誤りか。

【国訳】《得不問答》

問う、『論』の文に「是の摩訶衍の法は諸仏に得せらるや」等と文り。今此の文は人法相望して得不を論ずと云うべしや。

答う、宗家の意に依らば、爾らざるなり。

今之に付いて明らかならず。夫れ前後兩番の問答を設くる事は、専ら因果二分の不同を顕さんが為なり。若し今文、因果を尽くさば、後番の問答何の用ぞや。故に知んぬ。果海に於いて法勝人劣の義を示すと云う事を。是れを以て慈行大師、「但し仮人は果海の実法に没同すべし。果海は仮人に没同すべからず」と釈するは『論』の釈の起尽に契えり。如何。

答う、元より成じ申す所、宗家の所判に任せり。凡そ今の『論』は権実の中間に居し、顕密の両際を兼ねるが故に、三十三法に於いて顕淺密深の旨を示すなり。彼の第十卷の撰不撰の文、既に因果の二仏相望して、因仏は果仏を撰せざる旨を述べ。今、得不の問答、何ぞ忽ちに相違せんや。故に大師、「初めに諸仏と言つば真如の諸仏なり。能く得すとは不二の諸仏なり」と判じたまえり。実に果海は人法一体なるが故に、人を標して「是の摩訶衍の法」と云う。因分は人法各別なるが故に、「八種の法の諸仏」と云うなり。然るに人師、人法不二の果分に於いて人法相望の得不を判する意、甚だ『論』の本意に背けり。但し兩番無用の難に至ては、前番は真生二門に約し、後番は本末二仏に約す。或いは前は果海を面とし、後は因海を本とす。故に兩番の問答、何ぞ無用と成らんや。次に、人師の釈、『論』の意に叶

わず。其の故は兩番の問答をば因果二分と定め乍ら、前番の人を「仍ねて因分に属す²⁵」と釈し、一人二法の義を成ず。人既に因人ならば、何ぞ前番を果分と定むや。加之、後番の「菩薩二乗一切異生も亦復た是の如し²⁶」とは、異生等、兩重の所入を得すと云うべしや。豈に夫れ爾るべけんや。是の如く成じ申さば相違有るべからず。

重ねて難じて云わく、元より難じ申す所、宗家の所立を成さんが為に愚推の仮難を致す所なり。凡そ不二は所依の総体、三十二は能依の別相なるが故に、勝劣浅深言を待たず。何ぞ煩わしく往復の問答に及ばんや。故に知んぬ。人法の勝劣、『論』に未だ見えざるの故に之を釈すと云う事を。況や又、兩番の問答を見るに、文勢既に全同なり。然れども、前番をば「摩訶衍法」と「諸仏所得」と二句に分かちて因果の文と為し、後番をば「八種法諸仏」を該ねて一句として、唯だ因分に属す事、甚だ以て思い難し。加之、後番には八種の法の諸仏、何物にか得せらると云う事見えず。又忽ちに前番に違えり。故に知んぬ。兩番俱に諸仏と法と相望すと意得ば、文勢相順し、義理周備せりと云う事を。若し前後俱に因海は果海を得ざるの義を成さば、何を以て前番をば「性徳円満海」と結し、後番をば「修行種因海」と結したまわんや。但し第十の撰不撰は顕密相望と云う事、共に許さざる所なり。『大本經』の文は、円々海は遮那諸仏を得すと意得ば、彼も又人法相望の撰不撰なり。故に人師の『疏』、「然るに彼の諸仏は円円果徳を成就すること能わず。諸仏劣なるが故に²⁷」と判ぜり。次に、兩番の問答、真生本末に約すと云う事、爾るべからず。真生本末は廢立の不同にして別体の法に非ず。前番の因仏、果仏を撰せざる

義顯るれば、再び之を挙ぐるは何の用ぞや。撰義多含の論蔵、何ぞ重言無用を成さんや。又因果を面とする事、爾るべからず。俱に不二を得ざる義を成ずるは果分を面とするに非ずや。次に、一人二法の事、設い一人なりと雖も、没因果海と見る辺をば果分に撰し、因法を撰得すと見る辺をば因分に属するなり。因因果海とは所得の法門に約す。必ずしも能証の人には非ざるなり。次に、二乘異生等の事、二乘異生も因行を修する時は法を得べし（爲言）。慈行、「菩薩等の三も若し因行を修すれば亦た能く成就す」と釈するは此の意を顯すなり。若し所立の如くならば、前後の菩薩等の三人、何の義を顯すや。

答う、論蔵甚深にして二教十心の義を含めり。何ぞ密義を知らざる人師の所釈を以て、深意を得たまえ。祖師の高断を難ぜんや。是れを以て、『二教論』に当卷の得不の問答、第五卷の五重の問答、第十の撰不撰の三処の『論』釈を引いて顯密優劣の的擲とし、二教浅深の規模に備えたまえり。起尽を論蔵に検べたるに、第十卷に「諸仏と言ふは即ち是れ不二摩訶衍の法なり」と文り。則ち果海人法一体の義を顯すなり。彼に准じて、今「是の摩訶衍の法」と云うは果仏なるべき義決定せり。不二摩訶衍と称するは人法不二の義に非ずや。然るに人師、人法一体の果海に於いて人法相望の得不を論ずる事、尤も『論』の本意に背けり。因分は人法各別なり。故に「八種の法の諸仏」と云うなり。此の義既に分明ならば、何ぞ顯相に拘えられて読文の相違を難ぜんや。次に、第十卷の撰不撰、人師の了簡爾るべからず。經文に「其の円々海徳の諸仏は勝れたり」と文り。³⁰而るに、『疏』に「徳」の字を「得」の字に改めて義を取る事、³¹爾るべからざるなり。因果二人相望の証擲、彼の文に在るなり。次に、真生本末に約すと云う

事、前番の真生は十六能入門、後番の本末は十六所入の法なり。法体既に各別なり。何ぞ再び挙げざらんや。次に、面とすと云う事、後番は因海を積する因にして、此の因海も不二をば得すと云うなり。因海果海の結文、此の意に依るなり。次に、一人二法の事、因果二分を以て法を撰するに余無し。若し所立の如くならば、二分不撰の法有るべけんや。次に、二乘異生の会釈思ひ難し。所得既に所入の法なり。因分修行の時、豈に之を得すべけんや。若し果に至て之を得すると云わば、諸仏の得すると何ぞ異ならんや。故に知んぬ。前番の三人は不二の菩薩等なるが故に、因仏に得せられず。後番は顕の菩薩等なれば、不二を得ざる義を顕すなり。先徳の『指事』に「菩薩二乗とは秘密曼荼羅の十界なり」³²と積したまえるは此の意なり。此の如く成じ申さば、御難更に相違無し。

一、前番には「離機離教」と云い、後番には「有機有教」と云う意は、因果勝劣を顕すと見えたり。而るに人師、果分の人法相望、因分の人法相望と見る。勝劣の義を亡するをや。

答う、是れ勝劣の義なり。一人を置いて互いに果海は法勝人劣、因分は人勝法劣の義を示さば、因果の法の勝劣は自ら顕るるなり。或いは又、人師の意にては、今の文必ずしも因果の勝劣を顕すに非ざるか。果海の様を積し、因海の様を積するなり。

一、大師の御釈に付いて八難有り。一には、両番の「諸仏」の言同なるに何の簡別有つて真如生滅〈前番本末不二へ後番〉等と積したまえるや。二には、両番の文点の相違〈前に在り〉。三には、論文は唯だ一重の問答と見えたり。「耶」の字の起尽之を思ふべし。而るに両番俱に二重の問答と積したまう。如何。³³

四は、「諸仏得不故」の問は、生滅の仏、真如の仏を得するやと問じ、答は「真如不二を得ざる」と云々。鐘谷の応に非ざるなり。五は、両番無用（先の如し）。六は、結文の事（先の如し）。七は、後番の問の起りは八種本法（本仏なり）に約す。而るに種因海の結文は本末二仏に通ぜり。標結相違するをや。八は、前番の「是の摩訶衍法は諸仏に得せらるや」の問は摩訶衍法を諸仏に望めて問ずるが故に相違無し。後番は「八種の法の諸仏は得せらるや」と問ずるが故に、何物に望めて問を作すと云う事見えず。順前順後の問難の例に違す。

答う、八難を会せば、第一の難は、聖智の特高なり。常情の及ぶ所に非ず。³⁶ 但し後番は、本法の八仏は『論』文に顕れたり。能所得の義を以て末法の八仏並びに不二の諸仏をば知るべきなり。是れを以て見上げるに、前番の問答は真生不二の相對に非ざれば何物とかせんや。同じ辞の前後別なる事は、念無異相の如し。³⁷ 次に、第二の文点相違の難は、果海は人法不二の義を顕さんが為に果仏を「是の摩訶衍法」と云うなり。第十の「諸仏と言うは即ち是れ不二摩訶衍法」の釈、其の証なり。人法必ず別なるべくんば、何ぞ「諸仏と言うは即ち是れ不二摩訶衍法」と釈さんや。後番は因海なるが故に、人法各別なれば、「八種の法の諸仏」と云うなり。問う、爾らば直ちに仏を挙げべし。八種の法を挙げて何の用ぞや。答う、本法の八仏とは源と本法を証する仏なり。若し八種の法を挙げずして只だ諸仏と云わば、何の仏とか知るべけんや。故に「八種の法の諸仏」と云うべきなり。次に、第三の難は、先ず二重の問答と見えたる起尽は、「得不故」の文なり。「得不故」、若し問答に非ざれば、「不」の字下れり。「不得」と云うべきが故に。『記』

に「廻文末尽」³⁸と会せり。是れ枉げたる会釈なり。若し「諸仏得」をば問の詞とし、「不故」をば答の詞とすれば、文の任に釈するに相違無きなり。但し「耶」の字の起尽に至ては、二重の問答に於いて一処に「耶」の字を置き、一処には「耶」の字を置かず。証拠は『論』の第一の帰敬序の釈に、地前の僧を挙げざることを問うとして、「若し爾らば、何んが故にか地前を取らざるや」³⁹と文り。問の辞に「耶」の字を置かず。次下に仏果の僧を挙げざることを問うとして、「若し爾らば、何んが故にか別に挙げざる耶」⁴⁰と文り。問の辞に「耶」の字を置くなり。次に、第四の難は、問略答広は聖教の常の習なり。次に、第五の両番無用の難は、前番の真如生滅は能入門に約す。真生の言は専ら能入門の名なるが故に。後番の本末は両重の所入に約す。法の言は所入を指す名なるが故に。若し爾らば、両番何ぞ重言ならんや。凡そ両番の問答を設くる事は、前番は果海を本とするが故に、「何んが故にか不二摩訶衍の法は因縁無きや」と問して、「〔乃至〕性徳円満海是れなり」と結せり。果分に約する旨分明なり。後番は「八種の本法は因縁より起る」と標して、乃至「修行種因海是れなり」と結せり。若し爾らば、設い法門の分齊同なりと雖も、能所表裏等の義別なるが故に、重言に非ざるべし。況や又、前番は不二を能入に望み、後番は所入を不二に望むが故に、更に重言の難無きなり。次に、第六の結文の難の事、前番は二門の仏を挙ぐると雖も、不二を釈さんが為なり。後番は不二を挙ぐると雖も、本末二仏を釈さんが為なり。故に結文は専ら釈段の所存に任せて結するなり。次に、第七の標結寛狭の難、標結の寛狭、指せる難に非ず。設い寛狭有れども何の相違か有らんや。其の上、本法の八仏を挙ぐる事、末法の八仏に対さんが為なり。

既に本法に局らず。何ぞ相違と成らんや。又、後番は所入に約すと云う義ならば、能入は是れ所入の上の義門なるが故に、所入は法体なれば法体に約して種因海と云う。何の相違か有らんや。次に、第八の難を会せば、「八種の法の諸仏」とは本法の八なり。「八種の本法、因縁より起る」の文に鈞鎖するが故に。本法の対する所、未仏なるべきの条、理在絶言なるが故に、且く之を略するなり。撰義の論蔵に文句の省を責むべからず。

一、人師の釈に付いて七難有り。一は、人法不二の果分に於いて、人法相望して得不を論ずる事なり。二は、前番の二乗異生、不二を得さざると云う事なり（諸仏既に不得なれば二乗異生等は勿論なるが故に。又、得不を論ずる事、不二を以て所知とするに約すべきが故に）。三は、後番の菩薩二乗等、所入を得すべしや（先の如し）。四は、菩薩二乗等既に人々相望なり。不二の諸仏等も又爾るべきが故に。五は、「得不故」の文、便ならざるが故に、無際、「廻文未尽」と云々。六は、第十既に「諸仏と言うは即ち是れ不二」等と云々。人法不二と見えたり。七は、得不の文勢は第十の撰不撰と全同なり。而るに彼の撰不撰の文は因海果海の諸仏相望して、果海の諸仏は因海の諸仏を得すと見えたり。「其の円々海徳の諸仏」は果海の仏なり。「其の一切仏」は因海の仏なるが故に。若し爾らば彼れ既に因果二人の相望なり。是れ豈に爾らざらんや。答う、先ず第一の難は、果分は人法不二なりと雖も、能証所証の義無きに非ず。能証の辺を人とし、所証の辺を果分とするなり。故に香象の釈に云わく、「普賢因人の所了を因分とし、遮那果人の所了を果分とす⁴¹」と云々。凡そ不二而二は一双の法門なり。不二に局つて而二を忘れるべからず。故に果海の仏

を果分の法に望むに二の義辺有り。一は没同果海の義、二は能証所証の義なり。没同果海の義辺は人法不二の義なり。人をば百川に譬う。果海をば大海に譬う。百川、大海に没同しぬれば、百川の形尽きて只だ一味の鹹水の大海と成る。能証の智、果海に没同しぬれば、所証の法体の外に能証の相尽きるが故に、只だ無相一味の果分のみ有るなり。次に、第二の難を会せば、不二に対して人法得不を論ずる事、全く仏の不二を以て所証とする義辺に非ざるなり。凡そ三種世間に於いて人法の義有り。人の辺は、三種世間を其の身心とする盧遮那仏なり。法の辺に二有り。一は果海、三種世間の諸法の各々に自位に居して他の縁を待たずして本より成就せる処は亡修離言の果分なるが故に。二には此の三種世間の上に仏所説として重々の義門を開いて他を教授する辺は因分なり。故に、今の菩薩二乗等は三種世間の中の衆生世間を挙ぐるなり。仮人実法の義と仏と更に異無きが故に菩薩等と云うなり。例せば、外書の中に百姓は日々に用うれども知らずと云うは⁴²其の意全同なり。次に、第三の難を会せば、先ず仏の因法を得ずとは、法体は不二の果分なり。此の処は機根の所知の境界に非ざるが故に、諸仏、人を度さんが為に、無名相の法に於いて強いて名相を立つるを八種本法等とするなり。故に仏の施設仮立する所なれば、諸仏、因法を得すと云うなり。菩薩二乗等は所化の機を挙ぐるなり。菩薩二乗等の為に施設仮立する所の法なるが故に、菩薩等の所得と云うなり。凡そ能得所得の義は主伴の有力無力の義なり。法、若し菩薩等に依つて起るとならば、菩薩等は主^{（有力）}、法門は伴^{（無力）}なり。所依は有力、能依は無力なるが故に。但し、『鈔』には「菩薩等の三、若し因行を修さば亦た能く成就す⁴³」と文り。此の釈は因行を修すと云

う事、其の意を得難し。但し、機と成る辺を以て修因と云うなり。若し所修を以て所得とせば、八種の本法、豈に二乘異生等の所修ならんや。次に、第四の難を会せば、菩薩二乗等、誰か人々相望すと云わんや。此の一段は設い仏にあれ、設い菩薩にあれ、八種本法に対して問答すと意得べきなり。前番の菩薩二乗等を不二に対せんが如くなり。次に、第五の難を会せば、「耶」の字の起尽を以て一重の問答と見る事、先に之を成すが如し。若し爾らば、「得不故」、既に答の詞なり。廻文未盡に非ざれば如何。又、「得すること不なるが故に」と読めば、設い文を廻さずとも相違無し。次に、第六の難を会せば、「即ち是れ不二摩訶衍の法なり」の釈は本論の諸仏を直ちに不二法と釈するに似たりと雖も、次に「所以は何んとなれば」と徴して、「此の不二法、彼の仏に形ふるに其の徳勝れたるが故に」と釈するを以て之を見れば、本論の諸仏を指して彼の仏とすと見えたり。若し爾らば、本論の諸仏は劣にして不二法は勝れたりと云う事、論文に分明なり。故に知んぬ。不二法は直ちに其の名を呼ぶべからざるが故に、劣なる人を挙げて勝れたる不二を顕さんと欲して諸仏と云うが故に、「諸仏と言ふは即ち是れ不二摩訶衍法なり」と釈したまうなり。人師、「人を以て法を顕し、劣を挙げて勝を顕す」と釈するは論意に叶う者か。此の人法勝劣の義を証さんが為に、引く所の大本花嚴もまた豈に人法相望に非ざらんや。次に、第七の難を会せば、第十の人々相望の撰不撰の事、「円々海徳」の「徳」の字と「得」の字と意得ば、「円々海は諸仏を得ず」と読んで、人法相望の得不得と意得るに相違無きなり。但し、「徳」の字は外書に云わく（孝経開宗明義章）、「徳とは得なり」⁴⁵と云々。或いは又、文点に云わく、「円々海徳は諸仏に勝れたり」と云々。

但し、此の義は「勝」の字下れり。廻文未だと云うべきなり。所詮、人師の意は円々海は法なり、諸仏は人なり。故に、上下の人法相望して反覆して之を釈すと見るなり。謂わく、「其の円々海徳は諸仏に勝れたり。其の一切の仏は円々海を成就すること能わず。劣なるが故に」と読むべきなり。上の「諸仏」と下の「一切仏」とは同じ仏なり。宗家の御意は、上の「諸仏」は果海の仏、下の「一切仏」は因海の仏と釈したまえり。「諸」と「一切」とは眼目の異名なり。何ぞ「諸仏」をば果仏とし、「一切仏」をば因仏とするや。

一、人師の意にて両番の菩薩等、如何が意得べしや。

答う、両番に於いて無際と余師と意異なり。先ず『疏』『鈔』の意は二義有り。⁴⁶一は、不二を得ざる者を募集するなり。必ずしも契証の人に約すとは非ず。『法花経』の「筈師若しは筈師の弟子」の如くなり。二は、不二は元より本自成就の法なれば、因果二位に全遍すれば菩薩二乗等も契証せず彼の中に没同するなり。既に没同果分なれば、不二を得ざるなり。故に『鈔』に云わく、「則ち是れ果分に没同すると果分に没同するに非ざると相待して而も説く。其の次の三人も此に准じて之を釈す」⁴⁸と文り。又云わく、「次の菩薩等の三も亦た仏に同じて果海に没同す。果海は彼の三に没同すべからず」⁴⁹と文り。『記』に云わく、「又諸仏は三世間を融じて其の身心とするに由つて、其の三世間は惣聚して差別無し。即ち不二の法は則ち仏と法と一体にして異無し。云何が更に能得所得を説かん。故に諸仏、彼の法を得さず。若し爾らば亦た法は仏を得さざるべし。云何が不二は能く仏を得するや。法は軌持なるに由つて諸仏を

得ると名づく。能所異にして得とするには非ざるが故に」と文り。此の釈に、三世間一味無差なるを不二と云う。此の不二の面にては人法の異を見ず。故に能得所得の二法無く、「非得」と云う。去れども、法、軌持の義を具足すれば、法は能く人を得すと云うなり。意の云わく、法は軌持なり。軌持は自性を持する義なれば云うべし、法体立して人を得すと。人の辺は軌持の義に非ず。全体一味にして其の体立せざれば、法を得すと云わざるなり。法、人を得すと云えばとて、人法各別にして能得所得を談ずるには非ざるなり（為言）。是れは只た仮令の得なり。『疏』『鈔』の意は実得なり。私に云わく、『記』の意は、今挙ぐる所の諸仏菩薩二乗異生は花嚴の果人盧遮那所具の三種世間なるか。此の果人を不二に望んで得不得を論ずとして（疏）『鈔』の如くか、其の身心に三世間有るを一ずつ取り出して法に望んで問答するなり。若し爾らば、前番の菩薩二乗皆な因人に非ざるなり。

一、人師の意にて後番の菩薩等、如何が所入八法を得すべしや。

答う、二義有り。一には、終に果に至て得すべし。故に意の云わく、菩薩等の三も果に至て諸仏の如く八法を得すべし（為言）。『鈔』に云わく、「菩薩等の三、若し能く因を修し、亦た能く成就す」と文り。此の意か。二は、八本法とは所入を挙げて能人を顕すなり。修行種因海の結文、三十二を尽くすべきが故に。若し爾らば、菩薩等何ぞ能人の仏を得さざらんや。

問う、爾らば、異生の未だ門に入りて行ぜざるは如何。

答う、所化の機に成りて法門を領解せば、何ぞ得すと云わざらんや。八法、門に通ずる事は『疏』の釈52

を見るべきなり。

一、問う、前番の諸仏は遮那果人なり。是れを因分に属すとは何れの師の釈ぞや。

答う、『疏』『鈔』の釈なり。『鈔』に云わく、「大鈔判じて云わく、則ち四法界十種玄門皆な因分に約す。此れに例するに、諸仏は即ち因分に属す⁵³」と文り。『疏』第五に云わく、「是れ果仏なりと雖も、仍ねて因分に属す。若し果海に對せば、還つて劣と成るが故に⁵⁴」と文り。

一、或るが大師の御意を難じて云わく、問答兩番の義勢、人法相望すと見えたり。若し爾らば、設い顕密相望すと雖も、顕人を以て密法に望んで得不を論ずると何の相違有らんや。何ぞ論文を曲げて人々相望と判じたまへり。

又様

論文に「是の摩訶衍の法は諸仏に得せらるや⁵⁵」と文り。今此の文、人法相望して得不を論ずと云うべしや。答う、宗家の意に依らば、爾るべからざるなり。

今之に付いて論蔵の施設を開いて釈文の起尽を案ずるに、摩訶衍の法を以て諸仏に對して問を起す。人法相望の義誠に以て分明なり。是れを以て慈行大師の釈中に「但し仮人は果海に没同すべし。果海は仮人に没同すべからず⁵⁶」と文り。解釈道理に叶う。如何。

答う、元より存じ申す所、宗家の定判に任せり。凡そ今論は権実の中間に居して顕密の優劣を判ずるが故に、因果の諸仏相望して得不を判ずべきなり。且つは第十卷の「円々海の諸仏勝れたり⁵⁷」の文、専ら

此の意を顕すか。但し難勢に至ては、果海は人法一体なるが故に、「摩訶衍法」と云うは即ち人なるべきなり。此の如く成じ申さば相違有るべからず。

註

- 21 『釈論』(『大正藏』三三、六〇一頁下)
- 22 『通玄鈔』(『卍統』七三、九二丁右上)
- 23 『釈論』(『大正藏』三三、六六八頁上)
- 24 『十住心論』卷九(『弘大全』第一輯、三九五頁取意)
- 25 『贊玄疏』(『卍統』七二、五一丁左上)
- 26 『釈論』(『大正藏』三三、六〇一頁下)
- 27 『贊玄疏』(『卍統』七二、五一丁左上)
- 28 『通玄鈔』(『卍統』七三、九二丁左下)
- 29 『釈論』(『大正藏』三三、六六八頁上)
- 30 『釈論』(『大正藏』三三、六六八頁上)「大本花嚴契經中に是の如くの説を作す。其の円々海は諸仏を得ず。勝なるが故に。其の一切仏、円々海を成就すること能わず。劣なるが故に。彼の円々海は即ち此れ不二なるが故に」。
- 31 『贊玄疏』(『卍統』七二、四四〇丁右下)「其の円々海は諸仏を得ず。勝たるが故に」。
- 32 『釈論指事』(『興大全』上、九八頁)
- 33 運敵は「前番」諸仏は得すや。不なるが故に「得」の字の下に「耶」の字無くは、問答には非ざるべきをや。(後番)諸仏を得すや。不なるが故に「へ」上に同じ。並びに上の問答には「耶」の字有るに違す。二重の問答と釈すとは、宗家の言に二重の問答と釈す

- と謂うには非ず。而れども解釈の意、二重の問答とするが故に」と解説する。
- 34 運敵は、「古本此の如く大師の釈に符合す。印本には不二を真如に作る誤なり」と指摘する。
- 35 「鐘谷の応」の言は、『性霊集』「鐘谷の応、奚ぞ其れ遅からんや（『弘大全』第三輯、四六六頁）」にある。これについて、運敵は『礼記』より「善く問を待つ者は鐘を撞くが如し。之を叩くに小さきを以てすれば則ち小さく鳴り、之を叩くに大なるを以てすれば即ち大いに鳴る」と引いて注釈する。
- 36 『贊玄疏』（『卍統』七二、四二八丁左下）「聖智の特高、常情の迨ふべきに非ざるが故なり。今は論家並びに宗家を指す」。
- 37 『釈論』「離念相とは則ち是れ清浄の義を顕示す。所謂の大無明念を遠離するが故に離念と言ひ、四種の無常の相を遠離するが故に離相と言う（『大正蔵』三三、六一五頁上）」。「念無異相とは即ち是れ行因果相を顕示す。謂わく、始覚正念の中には二種の異相所有無きが故に（『大正蔵』三三、六一七頁下）」。これについて、運敵は「前には念の言を以て大無明念とし、今は始覚正念とす。豈に同じ言の前後別なるに非ずや」と釈す。
- 38 『記』（『卍統』七三、一六頁右七）
- 39 『釈論』（『大正蔵』三三、五九六頁上）
- 40 『釈論』（『大正蔵』三三、五九六頁中）
- 41 『華嚴五教章』（『大正蔵』四五、四七七頁上）二には是れ性海果分、是れ不可説の義に当たる。何を以ての故に。教と相応せざるが故に。即ち十仏の自境界なり（…中略）二には是れ縁起因分、即ち普賢の境界なり」。
- 42 周易の『繁辞上傳』に「百姓日に用いて知らず。故に君子の道鮮し」とある。
- 43 『通玄鈔』（『卍統』七三、九二丁左下）
- 44 『讚玄疏』（『卍統』七二、五二丁右下）
- 45 良忠『観経疏伝通記』「徳は得なり。天地の道得る時は則ち日月星辰其の叙を失わず。寒燠雷雨其の節を失わず」（『大正蔵』五七、五九四頁下）。運敵は「孝経開宗明義章」の註について、「或が謂えらく、後人の加うる所か」と指摘する。

46 運敞は「疏鈔、菩薩二乗等を釈して二義を明かすに非ず。疏鈔の意を推して二義有りと見るなり」と釈する。

47 『妙法蓮華經』（『大正蔵』九、二二頁上）

48 『通玄鈔』（『卍統』七三、九二丁左上）

49 『通玄鈔』（『卍統』七三、九二丁左上）

50 『記』（『卍統』七三、一六丁右下）

51 『通玄鈔』（『卍統』七三、九二丁左上）

52 『疏』（『卍統』七二、四四〇丁左上）「此の中の所説の八種本法は是れ前重なりとやせん。是れ後重なりとやせん。此の八の本法は前後両重に通ず。汎く指陳の言に揀ぶこと無きを以ての故に、或いは但だ前重なり。総は別を撰するが故に、又両重

の八種の本法を挙げて亦た両重の能入門を撰するが故に」。

53 『通玄鈔』（『卍統』七三、九二丁右上）

54 『贊玄疏』（『卍統』七二、五一丁左上）

55 『釈論』（『大正蔵』三三、六〇一頁下）

56 『通玄鈔』（『卍統』七三、九二丁右上）

57 『釈論』（『大正蔵』三三、六六八頁上）

〈キーワード〉 聖憲、『釈論百条第三重』、得不問答